

秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年十一月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

**秋田県規則第五十九号**

秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県立自然公園条例施行規則（昭和三十八年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（普通地域内における届出を要しない行為） 第二十条 条例第十七条第七項第三号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一の三 略</p> <p>一 の四 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>一の五 略</p>	<p>（普通地域内における届出を要しない行為） 第二十条 条例第十七条第七項第三号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一の三 略</p> <p>一 の四 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第七十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>一の五 略</p>

附 則

この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。